

Title	バウチャー制研究ノート(1): フリードマン, ジェンクス, クーンズの3つのプランについて
Sub Title	A study on education vouchers
Author	犬塚, 典子(Inuzuka, Noriko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1990
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要: 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.30 (1990.) ,p.97- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000030-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

バウチャー制研究ノート(1)

—フリードマン、ジェンクス、クーンズの3つのプランについて—

A study on education vouchers

犬塚典子
Noriko Imuzuka

Voucher system have frequently been offered as an effective way to solve many problems in American education. Many plans for establishing education vouchers have been proposed by people of such different ideologies as conservative economist Milton Friedman, sociologist Christopher Jencks, school finance reform lawyer John Coons, and President Ronald Reagan. And yet, the education voucher idea is probably the least understood of the many reforms proposed for American schools in recent decades.

This thesis explores the important issues surrounding education vouchers. What does the term voucher mean? How can we draw meaningful comparisons among proposals that incorporate the voucher idea in different ways? What are the chief claims of their sponsors? To answer these questions, we must examine the proposals in terms of the specific claims.

I. はじめに

本論稿は、アメリカにおける教育バウチャー制の論議を具体的なレベルで検討することを目的とする。アメリカにおいて、教育バウチャーを確立しようとする試みは、保守派経済学者のフリードマン (Milton Friedman)、社会学者ジェンクス (Christopher Jencks)、学校財政の変革を求める法律家クーンズ (John E. Coons)、そして、大統領レーガンという、異なるイデオロギーを持つ人々によってなされてきた。が、バウチャー制の概念は、最近のアメリカの学校改革案の中で、最も理解されていないように思われる。その混乱の原因の一つは、この概念の背後のイデオロギーが協調しにくいということにある。また、バウチャー制は、これまでその提唱者のプランに忠実な方法で試みられた事がなかったので、その事が、これを論じる時に想像と事実を区別するのを難しくしている。さらに、バウチャーの様々な制度が提案され、それぞれ学校に異なった影響を与える点も、問題を分かり難いものとしている。

本稿では、バウチャーを巡る重要な以下の諸問題を探る。

・どの様にして、我々は、具体的な方法では異なるバウチャーの各アイデアを統合するのに有意義な比較をするのか。

・教育バウチャーという概念の示すものは何か。

・どの様なバウチャーが提案されたのか。

・提唱者の主要な要求は何なのか。

そのために、バウチャー制論争の端緒ともなったフリードマンのプラン¹⁾と、アメリカの学校システムにバウチャーを施行しようとした二つの試み (一つは、1970年代初頭にバウチャーの実験を行った連邦政府の試み²⁾であり、もう一つは、カリフォルニア州における民間レベルの「選択による教育のための発議」を検証する³⁾)。この三つは、バウチャーを巡って起きる論争を説明するのに有効な視座を与えるものと思われる。その際、バウチャーの提唱者がイデオロギー的に正しいとか悪いとかいうのではなく、その具体的な要求に基づいて検討することを意図する。

II. バウチャー制の基本概念的再検討

バウチャー・プランの基本概念的を単純化すると以下のようになる。

1. 政府は、学校へ通う年齢の子供を持つ親に対し、子供一人当たりの公教育費に該当するバウチャーを与える。
2. 親は、「認可された」学校の中から自分たちの子供を通学させる学校を選択し、バウチャーをその学校の教育を受けるために利用する。
3. 学校は、親からバウチャーを受けとり、政府の設定する学校運営に関わる諸要件を満たすことによってバウチャーを現金化し、学校の運営に充てる。

今日までアメリカで論議されてきたバウチャー制は、その目的や実行場面での詳細な部分において、大きく異なっている。が、すべてのバウチャー・プランは、一般的に、公立・私立学校の財政管理方法に、基本的変化をもたらす構図を持っている。

バウチャー制の基本理念は、現行のアメリカの学校経営の一般的財政方法とは大きく異なる。アメリカのシステムでは、公教育費は、地方・州・連邦政府から、教育区に直接供給される。そして、子供達は、常に自分の住んでいる地域によって、学校を特定されている。これに対し、バウチャー・プランは、生徒に直接資金を供給するところから始まり、子供・親に対して、多様な学校の中から選択する可能性を与える。

このとき起こる教育財源の動きを示すと以下のようになる。(図 1)

このように教育財源の流れが大きく変わるという構図を持つ。財源の流れが変わるということは、力関係が変わるということであり、最終的には、教育を巡る権力構造に変化を起こす可能性をもつ。

バウチャー制は、個々の学校を、コミュニティに教育を提供するための、意思決定単位と見なす。したがって、ある学校の成功は、その学校がどれだけ多くの生徒を引き付けることができるかということにかかってくる。現行のシステムでは、公立学校は、生徒・親の意向

に答える柔軟性を持たないが、これが、改善されることが期待できる。

多くのバウチャー・プランの中では、私立学校も公的資金を受ける資格を持つことを求めるものも多い(現行では、私立学校には、ほとんど公的資金援助がなされていない)。また、より改革的なものは、近隣の学校の教育に不満を持つ親たちは、バウチャーを一定数集めて、別に私立学校を設置することも可能とする。

III. バウチャー制の提案の理解のために

バウチャーの基本理念は、一つのプランが実際の教育現場でどのように機能するのかということについては何も語っていない。上記に概略されたような現行のシステムとの違い(学校組織と財政の型)の他にも、バウチャー制の学校や子供にもたらす効果等、検討されなければならない多くの問題がある。例えば、

- ・政府のどのレベルが、バウチャープランを管理するのか。
- ・教育のどのレベルが、このプランに含まれるのか。
- ・バウチャーにどの位の経済的価値を持たせるのか。
- ・公立・私立学校の両方がバウチャーを受け取るのか。
- ・誰が、システムの働きを監督するのか。

ニュー・ジャージー州の教育省の予算立案者である J.S. Catterall は、1984年に、教育バウチャー制についてのレポートを発表したり。彼は、アメリカにおけるバウチャー制論議を理解するには、それらを定義する重要な特徴を検討する事が肝要であるとしている。そして、この特徴を3つの領域、財政・規制・付加サービスに分け、これらの点を理解することによって、バウチャー制を導入した際に起こりうる効果を予想することができるのではないかとしている。これは、今後のアメリカにおけるバウチャー導入を考える上で有効な視座を与えるものであり、以下、Catterall の見解を中心に、バウチャー制の具体的特徴を検討する。Catterall は以下のように述べている。

1. バウチャー制の財政をめぐる諸規定

バウチャー制の財政に関する規定は、後援する権力を

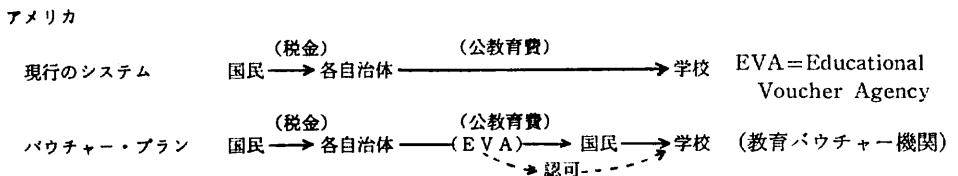


図 1

委任されている行政機関から、家庭と学校への教育財源の流れを左右する。誰がバウチャーを払うのか、バウチャー参加校の資格は何なのか、バウチャーに加えて他の資金が参加校をサポートするのかといった点がここでは含まれる⁹⁾。

① バウチャーの財源 バウチャーは学校財政に関する政府の財源すべてに対して提案されてきた。最も一般的バウチャーのモデルは、幾つかの財源の混合からなる学校運営のための政府支出金をそのまま利用しようとする。言い換えれば、ある学区が毎年一人の生徒につき2000ドル費やす場合、生徒は、これと同額のバウチャーを受け取る。この費用は、現在それに使われている財源から提供される。バウチャーは、また、州と地方財源からなる基本的学校財政のもう一つの形としても提案されてきた。これは、州と連邦による一般の財政を、バウチャー・システムの外に続けることを求める。連邦政府による経済的・社会的不利な状況にある子供への助成金といったもの、私学選択家庭に対する税控除という形のものもあった。(具体的なレベルまでは検討されていないが、レーガン政権においてもこれが提案された。)

② バウチャーのサイズ バウチャーの額面の合計は、参加校が受け取る財源となる。従って、一人の子供を教育するのに完全なバウチャーの額面を求めることは、大変重要である。一枚2000ドルのバウチャーは、小学校1年生に豊かな教育経験を与えることができるかもしれないが、高校2年生にとっては、わずかな教育しか与えることができない。2000ドルのバウチャーは、低賃金の教員とプログラムによって成立する低コストの学校により相応にサポートするかもしれないが、特別な要求を持つ生徒の為のコストの高い学校の財源をカバーすることは出来ない。また、もし認められるなら、2000ドルのバウチャーは、企業家に新しい小学校を設立させる動機になるかもしれない。

要するに、バウチャーシステムにおける生徒に可能な教育機会の型は、バウチャーの額面に大きく依存するということである。

③ 生徒の資質とバウチャーの対応 基本バウチャーに加えて、バウチャーの額面は、学年や学業不振者・身体障害者といった特別の生徒への奉仕といった要素を反映することも可能である。バウチャーによる学校システム下で、すべての子供に的確に奉仕するには、バウチャーの価値を直接生徒の資質に結び付けることが有効である。

④ 追加バウチャーの許可 参加校は、授業料にバウチ

ャーのみを受け取るのかどうか制限をされることがある。基本バウチャーの他に追加授業料を認めると、裕福な親は、自分の子供に高価な教育を受けさせようとして自己資金によってバウチャーを増大することが可能になる。

⑤ 学校への寄付の許可 上記のような追加バウチャーが禁止されても、親は、学校に寄付によって、他の財源を与えることができる。現在、ほとんどの私立学校は、寄付に頼っている。そして、寄付に対する税控除がこれを奨励している。追加バウチャーと同じで富裕な家庭の子供は学校への家庭からの寄付で恩恵を被る。

バウチャー制の財政関連の規定の許容程度は、このプランの効果がどの様に異なってくるかをよく示している。財政関係のバリエーションに加えて重要なのは、バウチャーの立案を管理するシステムの設立である。バウチャーを発行し弁済する機関が設立されなくてはならない。もし、バウチャーが、生徒の資質に応じて変化するのなら子供の適性を守ってやり、彼等に適切な価値のバウチャーを配布するシステムが必要である。また、追加バウチャーや寄付が禁止されるなら、学校監査統制のシステムが必要である。このように今まで提案されてきたプランを討論するとき、上記の規定を実行するコントロールシステムの性質によって、バウチャー・プランは、大きく異なるといえよう。

2. バウチャー制の規制をめぐる規定

バウチャー制の提案者の多くは、それによって資金を供給される学校は、ある一定の適性基準に適用すべきであると提案している。個別のプランにおいて求められる基準の範囲は広い。最も重要と思われる規定は以下である⁹⁾。

① 参加校のレベル バウチャーは一般的に小・中学校を対象に提案されてきた。しかし、バウチャーはある学年レベル、特殊・補習教育のようなものに限定されることもありうる。また、大学生に対しての提案もこれまであった。

② 学校の種類 バウチャー制は一般的には、公立・私立、基準に合うかぎり共に含まれる。幾つかのプランは、公立学校制度のみに向けられている。

③ カリキュラムの必要条件 バウチャー制では、参加校にカリキュラムの必要条件を指定することもありうる。これには、学習内容・最低授業日数・一年間の最低授業日数なども含まれる。高校卒業資格のための基準やテストが確立される事もある。宗教や特別なイデオロギー教育は禁止される場合もある。

④ 職員の基準 参加校においては、教員免状や大学学位が教員や職員に対して求められる場合がある。

⑤ 入学・退学手続き あるバウチャー提唱者は、参加校は現在私立学校が行っているような各自の入学基準を確立することを提案している。他の人々は、志願者の数が教室の定員を越える場合では、よりオープンな入学システムと抽選を推奨している。生徒の退学手続きは、各学校に任されたり、そのプランの特別な施策に任されたりする。

⑥ その他の規定 上記のように、バウチャー制は、広範囲に亘る様々な規制を必要とする。学校の管理方式・物質的施設の必要条件・親の参加・委任など、実質的には、どんな規制でも一つのプランの中に記入されうるといえる。バウチャー制の下の財政規制の規定は、複雑で詳細に亘り、たくさんの問題を抱えている。それらの問題は、与えられたある一つのバウチャーのプランの提案の結果を考察するよりも前に検討されなければならない。前項の財政を巡る規定と同様に、この規制に関する分野も、規制を確実に遂行し、参加校を適切な状態にするためには、詳細な手続きや管理体系が求められる。どの様にこの規制システムが確立されるかということはバウチャー制の重要な一部分であるが、この詳細はこのプランを現場で実行する人々の手に委ねられることになる。あるプランのこの部分に落ち度がある場合は、バウチャー制の実践における効果と管理について多くの疑問を上らせることになる。

3. バウチャー制の付加サービスをめぐる規定

上記2点に加えて、生徒の輸送・情報の提供という規定がバウチャー制には形成される⁷⁾。

① 情報の提供 これは、何人かの提唱者によって、バウチャー制の成功の決定的要因と見なされている。なぜなら、生徒と親による学校の選択は、バウチャー制にとって中心であり、異なる学校に関する適切で完璧な情報は欠くことの出来ない問題である。家庭が、学校の選択をする時、キリスト教の私学は、その名前の中に、そのプログラムの方向性を示しているし、また別の私学は、社会事業の加盟によってそれを説明している。しかし、カリキュラムの内容・教育方法・スタッフの質・財源の利用方法・教育的効果は、生徒・親にとって判断しにくい。バウチャー制に組み入れられる情報システムは、学校やある特定の情報機関・カウンセラーとの面会などによって公開されることが求められる。英語を話せない家庭、しばしば住居を変更しその都度学校の情報を探さなければならない家庭などには、とくに情報サービスは重

要である。

② 生徒の輸送 これも、すべての生徒による学校への公平なアクセスの為に、欠くことの出来ない規定である。私的・公的輸送の利用代金を払える家庭は、自分たちの到達範囲内でより多くの学校の選択が可能である。学校への子供の輸送を満たされない家庭は選択の幅が狭くバウチャーからの恩恵を受けにくい。

バウチャー制において教育サービスを公正に施すには、上記の情報・輸送のサービスは大切である。学校を改革するとき、我々は、どの様な生徒がどの様な程度恩恵を受けるのかをはっきりと知る必要がある。以上のように、現在までのバウチャーの提案は異なる程度でこれらのサービスに関心を向けている。さらに、この付加サービスは、他の財政的規定と関係して理解されなければならない。例えば、輸送のコストは、割り当てられた基本バウチャーの合計内で学校によって行われるのか、適切な輸送や情報のサービスのコストは幾らなのか、どの様にこれらのサービスは資金を供給されるのか、といった問題と共に。総合すれば、バウチャー制の財源の配分・規制・付加サービスの特徴は選択されるバウチャーのモデルに対して広い幅を持っている。各自の提案の詳細を考慮することなしには、バウチャー制について論ずることは出来ない。次の章では、アメリカにおいて検討されたバウチャー・プランの3つをこれらの観点から比較する。

IV. 3つのバウチャー制のプラン

現在、アメリカ教育学界において、バウチャー制に関する研究は、それらを一括して論ずるのではなく、異なる理念・目的を持ち、異なる結果をもたらすものとして、各プランを具体的に検討する方向で進められてきている⁸⁾。そして、歴史的流れと形態的な特徴から、フリードマン、ジェンクス、クーンズの3つのプランに大別するのが一般的である⁹⁾。

3つのプランの歴史的展開

・フリードマン

1962 『資本主義と自由』

・ジェンクス

1968 「黒人の子供のための学校」

1969 連邦の経済機会局(OEO)は、公共政策センター(CSPP/責任者ジェンクス)を設立、バウチャー・プログラム開発の研究費を与えた。

1970 実験の実施教育区を募集

1972~1978 アラム・ロック教育区にて実験が実施さ

れる¹⁰⁾

クーンズ

1978 「選択による教育」

1980 私立を含めた州の学校教育体系にバウチャー・システムを導入しようとする住民発議の憲法修正案が住民投票に付されるが、否決される¹¹⁾

以下、これらのプランを、それぞれの特徴を単純化しながら検討する。ただし、この3つのプランは、発表されたときの形態が異なっている。フリードマンのプランは、彼の本の一章であり、ジェンクスのは、連邦の実験への提案として教100ページに亘るものである。クーンズのものは、「州民発案権」(a voter initiative)一州憲法に対する発議一として書かれたものである。そしてこれらの詳細は、ある程度、この形態の違いを反映している。フリードマンのプランは、自分の経済システムの枠組みを教育へ応用することに集中し、規制は最小限であり、付加サービスは欠如している。従って、実現のための具体的なビジョンを欠いている。ジェンクスのものは、実験の実行を前提として、多くの現実的な規制と保証を含んでいる。クーンズのものは、上記二者の中間に

位置し、州憲法に対する発議の形にプランを適応させなければならないことから抑制されている。この3つのプランの特徴を Catterall の分類により整理すると表1のようになる。(表1)

(1) フリードマンのプラン

経済学者フリードマンは、1950年代始めに近代学校制度へのバウチャー制の導入の概略を示した。そして、公立学校の非効率性並びに競争制度の利点・家庭による学校選択の自由の価値に関心を寄せた。現代社会における自由の重要性に関する広範な論文『資本主義と自由』の中で、教育バウチャー制の原理について述べた。フリードマンによるバウチャー制はそれを実行する際の詳細な検討には欠けており、実行には移されなかった。今まで、教育バウチャー制の概念を具体的な政策課題としてクローズアップしたのは、フリードマンであったと言われている。そして、フリードマン以降、いろいろなバウチャー制が提案された。が、それらは、いずれもフリードマンの自由市場競争型のモデルを批判する所から始まっている。つまり、その後の十数年間で、アメリカで注目されたバウチャー制は、フリードマンのものではな

表 1

項 目	フリードマン 1952	ジェンクス 1971	クーンズとシュガーマン 1878
[財 政]			
レベル	小・中学校	小学校を中心	小学校・中学校
Vの額面	基本V	基本Vプラス補償V	基本V 生徒の特性によって10%程度 変化可能
財 源	現行の財源	現行の財源プラス連邦政府からの特別補助金	カリフォルニア州
追加授業料	認められる	認められない	ありうる
努力V	認められる	認められない	認められる
その他			限界を設ける
[学校の条件(規制)]			
カリキュラム	極基本的なもの	現在と同じ	現在の私立学校と同じ
イデオロギー	自由	人種差別的・アナキスト的なものは認められない	現在の私立学校の基準(最小)
宗 教	自由	個人的参加は認める	個人参加は認める
非合法的活動	認められない	認められない	認められない
職 員	規定無し	現在の州の規定と同じ	教員は教える能力を持つ者
入学許可	学校め決がる	一部抽選	抽 選
その他			上記以外に規制を加えることを禁止する
[補助的サービス]			
情 報	委任されない	委任される	委任される
輸 送	委任されない	委任される	委任される

V=バウチャー

く、彼のプランを厳しく批判するものであった¹³⁾。では、その批判は、彼のプランのどの点に対して向けられているのだろうか。

財政に関して、フリードマンのプランは、追加バウチャーを認めている。従って、参加校は、バウチャーの額面を越えて、割り増し授業料を課すことができるので、親は、バウチャーのみで購入できるより高価な教育経験を求めることができる。こういった点を含めて、フリードマンの自由競争型は弱者に対する視点を欠いており、教育界では受け入れられなかった。フリードマンは一貫し、経済と教育的生活における自由な市場の恩恵を主張する。フリードマンの基準によるバウチャー制においては、参加校に対する行政のコントロールはわずかしか認められない。コントロールには、それを実行する規制と不経済な官僚制を必要とするからである。同じ理由から、輸送や情報サービスについての規定も設けない。フリードマンのものは、学校業務から政府を退ける事による効率性を重要視する事を第一の目的としている。

(2) ジェンクスのプラン

フリードマンより10年後、アメリカ経済機会局の要請で研究を行っていた社会学者ジェンクスは、バウチャー制の効果をテストするための実験的プランの詳細を発表した¹⁴⁾。ジェンクスも公立学校制度の非効率性や無責任に対する療法として、学校の競争を考えた。しかし、彼がバウチャーの提案を行った1960年代の終りは、貧困層・マイノリティの子供に対する連邦政府の強い関心の時代であり、彼のバウチャー制は、補償教育が強調されている。従って、家庭の経済力の格差による教育機会の不平等を招くことを避けるため、財政に関しては、追加授業料・学校への私的寄付などを禁止している。そして、当時の反人種差別的政策が強く打ち出され、ある学校の入学志願者が定員を越えた場合は、定員の半分を抽選にし、残りの半分を学校独自の基準で決定とし、マイノリティが差別されないように規制している。そして、情報・輸送の付加サービスについても、念入りに備えられている。すべての子供は、必要ならば無料の輸送を提供され、学校に関する情報はメディア、カウンセラーによって広く行われる。このプランは、カリフォルニア州アラム・ロックで5年間に亘り実験されたが、私立学校を含まず、規模も小さいもので、大きく制限された形であった為、バウチャー論争における賛成者・反対者の考察の根拠になるには至らなかった。

(3) クーンズのプラン

最も新しいバウチャー制の検討は、1970年代後半のク

ーンズとシュガーマンによる、カリフォルニア州に教育バウチャーを求める「家庭による学校選択の発議」である。これは、カリフォルニア州の生徒一人当たりの教育費が不平等になっている点に対し、バウチャー制の持つ公正さと競争の原理の二つ恩恵を強調するものであった。

財政に関しては、バウチャーの額面は州全体に亘る子供一人当りの、教育費の90%に該当する額にされる。これによって、参加校は少ない資金で運営されなければならない、能率を要求されるために、経営努力がなされると判断するものである。クーンズのプランで注目されるのはこのプランにおいて要求されている規制のほか、新たに後から規制を加えることをはっきりと禁止している点である。つまり、規制を禁止する規制といえる。また、親が、自分たちの意向に添ったバウチャー参加校を設立するよう地方教育区に申し立てをする権利を認めるものとしている。これに関しては、クーンズとシュガーマンによりキャンペーンが行われたが、賛成者の署名が集まらず住民発議は成立しなかった。

V. おわりに - 3つのプランの全体的比較 -

バウチャーに対する反対者は多数である。不確実性がバウチャー制を取り巻いている。そのプランを管理するために必要とされる官僚制・含まれるサービスのコスト・学校や生徒が結局従わなければならない規制に対する疑念が表明された。また、ある人々は、バウチャー制から恩恵を受けるのは、不利な状況にある子供達ではなく、エリートの子弟であると主張する。また、各学校が単一的になり、社会がその制度の下でさらに分割されると示唆するものもある。また、宗派立学校への公費援助は、教会と州の分離の存続にとって危機であるという声も多い¹⁵⁾。もし、こういったバウチャーの危険と不確実性を考慮しても、なお、実行する価値があると判断される場合、どの様に導入されるべきであろうか。

フリードマン、ジェンクス、クーンズら、アメリカの学校制度へのバウチャー制の原理の考案者たちはいずれも、バウチャーのメカニズムの持つ単純性と、学校への市場原理の利点を求めている。また、現行の公立学校の効率性と公正さの機能には批判的であり、共通して、常套的な平凡な努力による改革の可能性についていずれも悲観的である。しかしながらこれらの提案者は、バウチャー制の中で、社会的経済的に恵まれない子供の利益を補償的援助、入学の規制、輸送・情報の提供といった計画によって守ろうとする程度に応じて大きく異なってい

る。

フリードマンのものは、具体的ビジョンには欠けるが、バウチャーの持つ市場原理に最も忠実である。現在の複雑な学校財政供給システムを管理するには、多くの規制と幾つかのレベルの官僚制と間接費が必要となっているが、これの導入によって、州・地方の管理行政が単純化されると考える。従って、バウチャー制導入においても、管理行政を必要とするジェンクスやクーンズのプランのような規制は避けている。このプランにおいては特に社会的弱者に対する補償は考えられていない。ジェンクスのものは、社会・経済的に不利な状況におかれている子供への補償教育が何よりも重要視されている。同時に営利的な激しい競争を避けるため、多くの規制を伴ない、現行の学校制度の効果の存続も強く意図している。一方、輸送・情報というサービスの効果的実行の為に、多くの別経費が必要とされる。クーンズのものは、追加授業料・努力バウチャー¹⁶⁾の容認ということで、前二者の中間に属するといえる。

今後、アメリカまたは、ある地域がバウチャー制導入を考える場合、上記に考察されたような具体的領域——財政・規制・付加サービス——を詳細に検討することが望まれる。そして、その際、より競争重視でかつ官僚制の減少を求めるものはフリードマンのプランに、補償教育重視で現行の学校制度による統合教育の効果の存続を求めるものはジェンクスのものに近付くと思われる。

これまで見たように、バウチャー制には分かりにくい面が多い。実行されたその5年後にどのような効果が出るのかを明確に予想することは極めて難しい。なぜならバウチャー制は、異なる権威に現実の実行の詳細を委ねるし、そこで起こる結果は新しい事件に対する人間や制度の反応にかなり依存していると思われるからである。

バウチャー制による教育改革案の、アメリカにおける最近の位置付けに基づいたうえで、今後の研究に重要な視点は、教育バウチャー制とひとまとめにされてきたプランとその目的の多様性を認識しなければならないという事である。それゆえ、我々はバウチャーの理念とその

理念を含む様々なプランを区別する必要がある。そして、その際、プランを財政・規制・付加サービスといった重要な次元で検討し区別することが望まれる。

註

- 1) Friedman, M., *Capitalism and freedom*, The University of Chicago Press, 1962.
- 2) Barker, P., *A Study of Alternatives in American Education. Vol. v: Diversity in the Classroom*, Santa Monika, Calif., 1981.
- 3) Coons, John E., & Stephen Sugarman, *Education by Choice; The Case for Family Control*. Berkeley, Cal., 1978.
- 4) Catterall, J.S., *Education Vouchers. Fastback 210*, Bloomington, Ind., Phi Delta Kappa Educational Foundation, 1984.
- 5) Catterall, p. 15.
- 6) Catterall, p. 13.
- 7) Catterall, p. 14.
- 8) Ginzberg, Fli, "The Economics of the Voucher System", *Teachers Colledge Record* 72-38 (February 1971).
- 9) 伊藤清江 「家庭の学校選択権と教育制度改革」『教育科学研究』(東京都立大学教育学研究室紀要) 5 (1986).
- 10) Fantini, M. による形態的分類は以下の通りである。

(A) 私立学校を含むか	
含む	外的バウチャー
含まない	内的バウチャー
(B) 規制をするか	
する	自由競争的バウチャー
しない	修正的バウチャー

 (A) と (B) の組み合わせで多くのモデルが可能
- 11) 黒崎 勲 1989 『教育と不平等』新隆社 pp. 322.
- 12) Catterall, p. 19.
- 13) 黒崎 p. 256.
- 14) Jencks, C., and Areen, J. "Education Vouchers: A Proposal for Diversity and Choice, *Teachers Colledge Record*, 72-3, Feb, 1971, pp. 337-364.
- 15) 大野雅敏 1978 『教育制度改造論』ぎょうせい p. 203.
- 16) 生徒の到達度によって加算される。